

検査指摘事項の重要度及び深刻度レベルの分類

○ 検査指摘事項における安全重要度評価について

原子力規制検査によって確認された検査指摘事項について、規制関与の程度を判断するために、監視領域ごとに重要度の評価を行うが、重要度は、実用発電用原子炉では表 1-1 に示すとおり 4 段階（緑、白、黄、赤）に、核燃料施設等では表 1-2 に示すとおり 2 段階（追加対応なし、追加対応あり）に分類を行う。

表 1-1 検査指摘事項の重要度の分類（実用発電用原子炉）

緑	安全確保の機能又は性能への影響があるが限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準 (安全実績指標については、安全確保の機能又は性能に影響のない場合も含む。)
白	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
黄	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
赤	安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

表 1-2 検査指摘事項の重要度の分類（核燃料施設等）

指摘事項 (追加対応なし)	安全確保の機能又は性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善すべき水準 (安全実績指標については、安全確保の機能又は性能に影響のない場合も含む。)
指摘事項 (追加対応あり)	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
	安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

出典：原子力規制検査等実施要領

○ 深刻度レベルの評価について

原子力規制検査によって特定された検査指摘事項等について、その安全重要度に加え、

- ① 原子力安全又は核物質防護に実質的な影響を及ぼすものであったか
- ② 原子力規制委員会の規制活動に対する影響を与えたか
- ③ 意図的な不正行為があったか

の3つの視点から、表2に示すとおり5段階（SL I、SL II、SL III、SL IV、軽微）に分類して評価を行う。

表2 検査指摘事項等の深刻度レベルの分類

SL I	原子力安全上又は核物質防護上重大な事態をもたらしたものの、又はそうした事態になり得たもの
SL II	原子力安全上又は核物質防護上重要な事態をもたらしたものの、又はそうした事態になり得たもの
SL III	原子力安全上又は核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらしたものの、又はそうした事態になり得たもの
SL IV	原子力安全上又は核物質防護上の影響が限定的であるものの、又はそうした状況になり得たもの
軽微	原子力安全上又は核物質防護上の影響が極めて限定的なものの、又はそうした状況になり得たもの

出典：原子力規制検査における規制対応措置に関するガイド